

〈資料紹介〉

辞令書等古文書調査報告補遺

(一)

上江洲 敏夫

(うえす としお 県立博物館学芸員)

沖縄県教育委員会（事業主管課は教育庁文化課）では、昭和五十三年度国庫補助事業の一環として、首里王府発給の辞令書及び関連家譜を中心とした古文書調査を実施している。この調査は筆者が文化課在勤中に、島尻勝太郎・安良城盛昭・波名城泰雄の三氏とともに実施したものである。沖縄県全域と慶長十四年（一六〇九）以前まで首里王府の管轄下にあった奄美諸島を調査範囲に実施されたもので、調査の結果、沖縄諸島に七十三点、奄美諸島に十一点の辞令書が確認され、家譜・古記録に掲載されたものや先学が利用したもので現存しない辞令書が、沖縄諸島に十七点、奄美諸島に十五点確認された。その成果は『辞令書等古文書調査報告書』（一九七八年）として刊行されている。

辞令書は「御印判」と称され、役職を補任したり、ある特定の土地や石高を給賜した際に、首里王府が発給した公文書である。この辞令書がいつから登場したかは判明しないが、確認される最古のものは、「田名家文書」（三十二通の辞令書。重要文化財。田名弘氏蔵）の第一号辞令書である。これは尚真王時代の嘉靖二年（一五二三）に発給されたもので、おそらく国家的支配体制が整備・確立された尚真王時代とみて大過ないであろう。

また、確認されるもつとも新しい辞令書は、尚泰王時代の同治十三年（一八七四）である。この尚真期から尚泰期までの三五〇年余にわたりて発給された辞令書の様式も、仮名から仮名交り、康熙年間以後は漢文表記へと変化し、康熙六年（一六六七）には、それまで貴賤重軽を問わず官職を受賜したものに発給していたものを、高官・重職にのみ限定するという、辞令書発給の改定が打ち出されている。様式・内容の変化や発給制限という変遷をたどりつつも、三五〇年余にわたって発給された辞令書には、それぞれの時代相が反映され、相対的に古文書の少ない本県では、首里王府時代の官職制や神職制、経済的側面の一端を知る貴重な傍証史料としての価値を有する。

今回、ここに紹介した十一通の辞令書は、安良城家（当主は安良城政効氏）に伝存されてきた世襲文書である。辞令書のほかに七世を系祖とする「蔡氏世系図家譜」及びその分家の家譜二冊、草稿と目される仕次と系図座に提出し、添削されて返された仕次（前表紙には、十八番、蔡姓家譜仕次、泉崎村、屋嘉部里之子親雲上、添削を受けたことを示す糾合・調部の朱書あり）、同じ添削済みの仕次（安良城親雲上、糾合済と調べの墨書あり）、乾隆五十年の「墓敷讓渡証文」一通、十一世屋嘉部

里之子親雲上政綱が、嘉慶十二～十五年にかけて勤務していたときの「御仮屋守日記」（表欠にて仮題）一冊が関連文書である。安良城家は、久米村系の本部親雲上政恒を元租とし、その六世の渡久地親雲上政包の次男筋で、七世阿波連親雲上政房を系租としている。

辞令書は、系租の七世政房から十二世政宜までの、雍正二年（一七二四）から同治六年（一八六七）に至る一四三年間に発給されたものである。①～③までは系祖政房の辞令書である。①の辞令書は、一七二四年に渡嘉敷間切の阿波連地頭職に任じられたもの、②の辞令書は、一七三二年に御物城職に任じられたもの、③の辞令書は、翌一七三三年に具志頭間切の喜納地頭職に任じられたときのものである。三年後申口座、さらに三年後には砂糖奉行職に叙任され、一七五二年八十歳で死去している。④の辞令書は、八世政盛が一七五〇年に恩納間切の名嘉真地頭職に任じられたときのものである。彼はその二年後に父政房の家督を継いで具志頭間切の喜納地頭に任じられている。⑤～⑦までは九世政知の辞令書である。⑤の辞令書は、一七七一年に父の家督を継いで読谷山間切の古堅地頭職に任じられたときのもので、⑥の辞令書は御物城職に任じられたときのもの、⑦の辞令書は、玉城間切の屋嘉部地頭職に任じられたときのものである。⑧の辞令書は、十世政賀が一七八五年に、父の家督を継いで玉城間切の屋嘉部地頭職に任じられたときのものである。⑨～⑪までは十世政宜の辞令書である。ところが、家譜には政宜に関する記事は出てこない。政宜は前掲の「御仮屋守日記」を最初に書き記すという功績を残した十一世政綱の次男として生まれているが、十一世の長男政親に嗣子がなかつたために、本家の養子となつて家督を継いでいる。「祭姓家譜仕次」（十八番、安良城親雲上）に、政宜に関する記事がある。ところが、⑨～⑪の辞令書にあるような、一八六六年に御物城職に

任じられたことや、同年南風原間切の仲本地頭職に任じられたこと、さらには翌年宜野湾間切の新城地頭職に任じられたことなどの辞令書との関連記事は記されておらず、この頃の記録としては、同治八年（一八六九）に申口座に叙任されたことが記されるのみである。

ここに紹介した十一通の辞令書は、時代的にはさほど古い時代のものではないが、これだけの量がまとめて保存されているという事例は、重要文化財「田名家文書」以外には見当らない。それだけに世襲文書として貴重な価値を有する。

首里之御詔

渡嘉敷間切

阿波連里子

所者渡久地

筑登之親雲上給之

雍正二年甲辰二月十六日

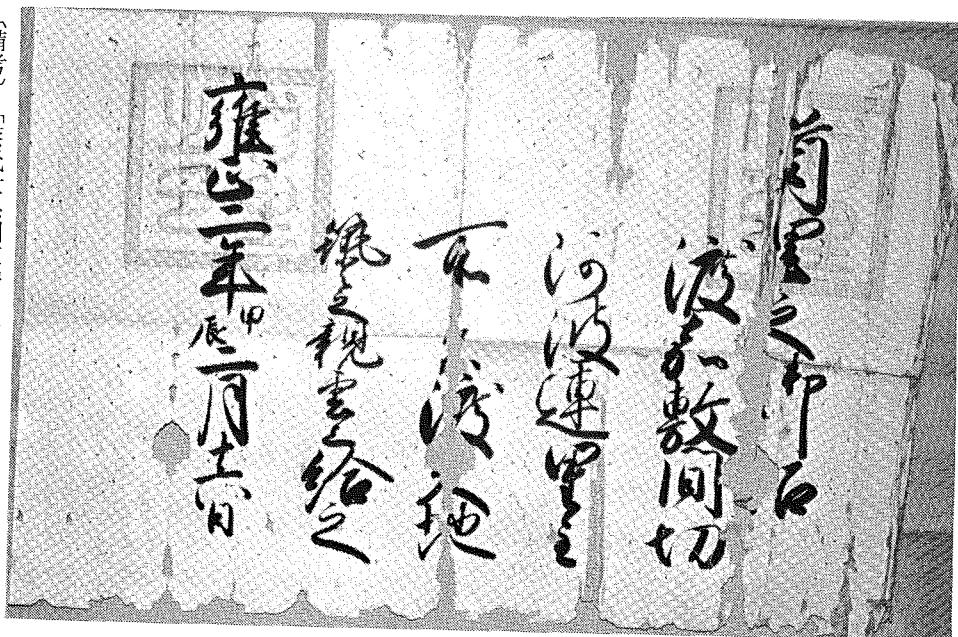
雍正二年
二月十六日

阿波連里
所者渡久地

阿波連里

阿波連里

阿波連里



① 渡嘉敷間切の阿波連里主所安堵辞令書

法量 縱一八一cm 橫四三一cm
料紙 唐紙

雍正二年中辰二月十六日任渡嘉敷間切阿波連地頭職

〔備考〕「蔡氏世系図家譜」七世 政房

(首里之御詔)

御物城者蔡氏

安波連親雲上政房

給之

雍正十年壬子二月六日

法量 縱一六·六 cm
料紙 橫三八·六 cm
唐紙



② 御物城職補任辭令書

首里之御詔

具志頭間切喜納

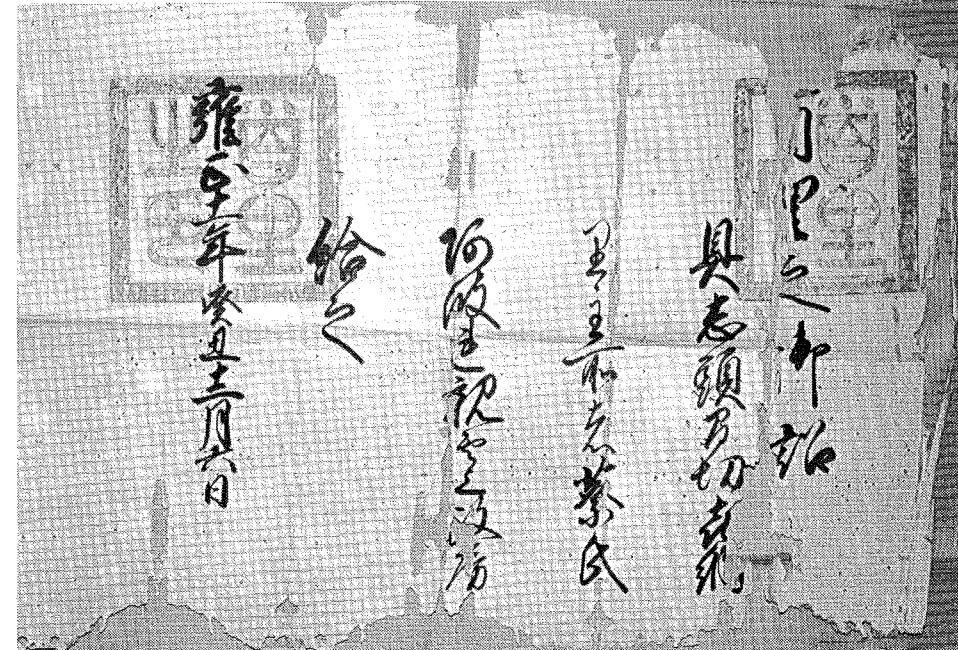
具志頭間切

里主所者蔡氏

阿波連親雲上政房

給之

雍正十一年癸丑十二月六日



法量 縦二七・一 cm
綱一七・一 cm
横四〇・六 cm
料紙 唐紙

③ 具志頭間切の喜納里主所安堵辞令書

〔備考〕「蔡氏世系図家譜」七世 政房
同（雍正）十一年癸丑十二月六日転任
具志頭間切喜納地頭職

首里之御詔

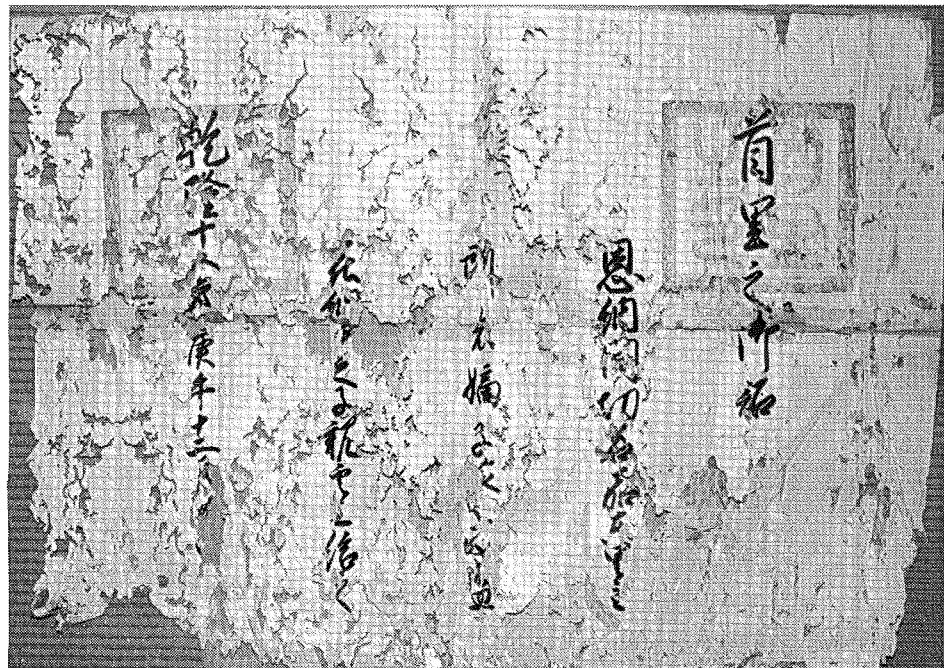
首里之御詔

恩納間切名嘉真里主

所者嫡子 政盛

喜納里之子親雲上給之

乾隆十五年庚午十二月廿日



④ 恩納間切の名嘉真里主所安堵辞令書

法量 縱三一・七 cm
料紙 唐紙 橫四五・六 cm

〔備考〕 「蔡氏世系図家譜」八世 政盛
同年（乾隆十五）十二月二十日蒙賜恩納間切
名嘉真地頭職

首里之御詔

讀谷山間切古堅

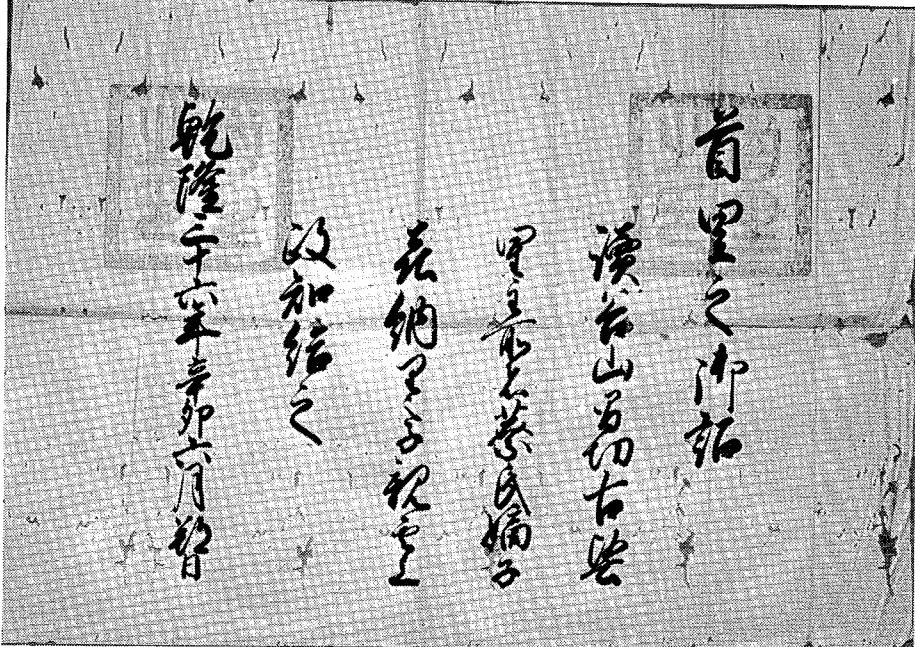
里子所者蔡氏嫡子

喜納里之子親雲上

政知給之

乾隆三十六年辛卯六月朔日

法量 縱三三・二
cm 橫四七・二
cm
料紙 唐紙



⑤ 読谷山間切の古堅里主所安堵辞令書

〔備考〕 「蔡氏世系図家譜」九世 政知
同(乾隆)三十六年辛卯六月初一日繼父家督
転授読谷山間切古堅地頭職

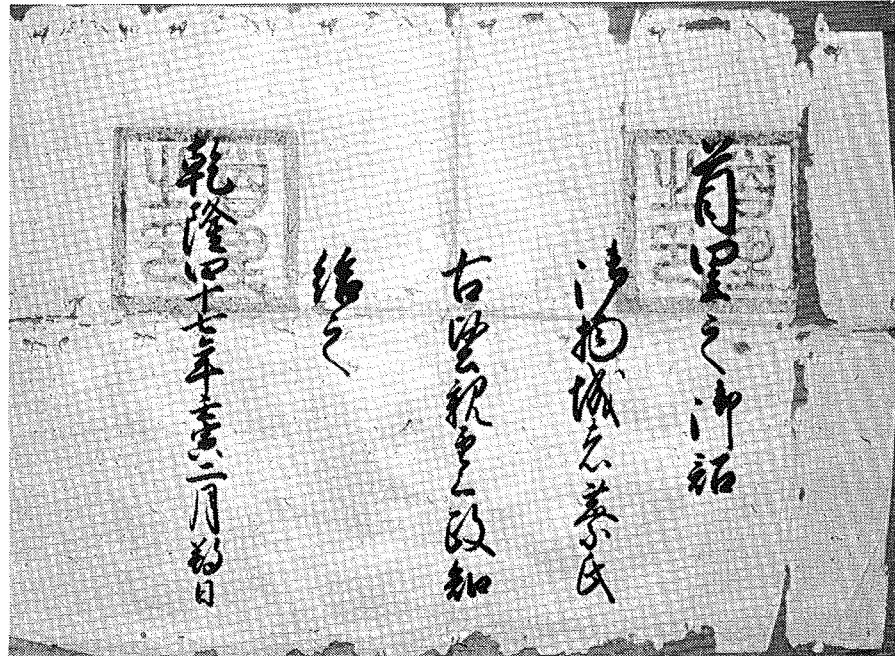
首里之御詔

御物城者蔡氏

古堅親雲上政知

給之

乾隆四十七年壬寅二月朔日



法量 縱三三·五
cm 橫四六·三
cm
料紙 唐紙

⑥ 御物城職補任辭令書

〔備考〕 「蔡氏世系圖家譜」九世 政知
同(乾隆)四十七年壬寅二月朔日任御物城職

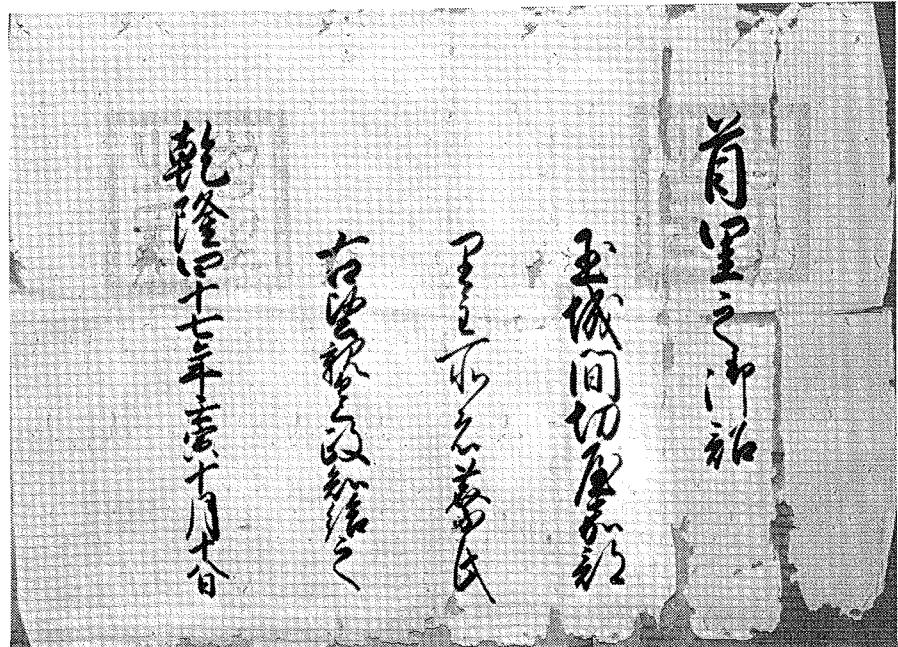
首里之御詔

玉城間切屋嘉部

里主所者蔡氏

古堅親雲上政知給之

乾隆四十七年壬寅十月十八日



⑦ 玉城間切の屋嘉部里主所安堵辞令書

法量 縱三三・五 cm
横四六・三 cm
料紙 唐紙

首里之御詔

首里之御詔

玉城間切屋嘉部

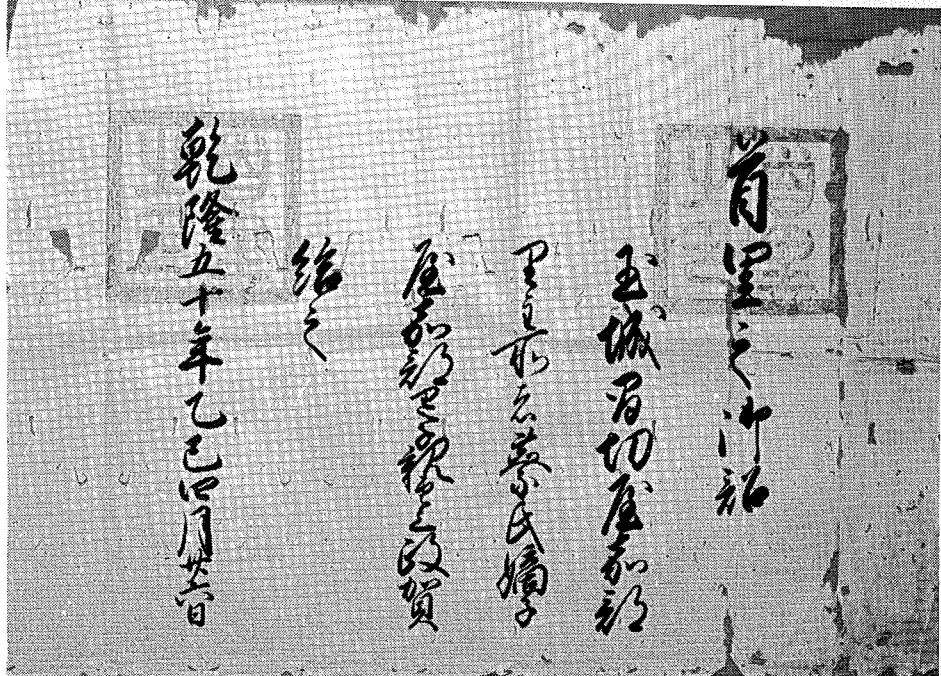
里主所者蔡氏嫡子

屋嘉部里之子親雲上政賀

給之

乾隆五十年乙巳四月廿六日

法量 縱三三・七 cm
料紙 唐紙 橫四六・四 cm



(8) 玉城間切の屋嘉部里主所安堵辞令書

〔備考〕「蔡氏世系図家譜」十世 政賀

同(乾隆)五十年乙巳四月二十六日繼父家督任玉城

間切屋嘉部地頭職

首里之御詔

御物城者蔡氏嫡子

屋嘉部里之子親雲上政宜

給之

同治五年丙寅二月朔日

-11-



法量 縱三一·八cm 橫四五·一cm
料紙 唐紙

首里之御詔

南風原間切仲本者

蔡氏嫡子屋嘉部

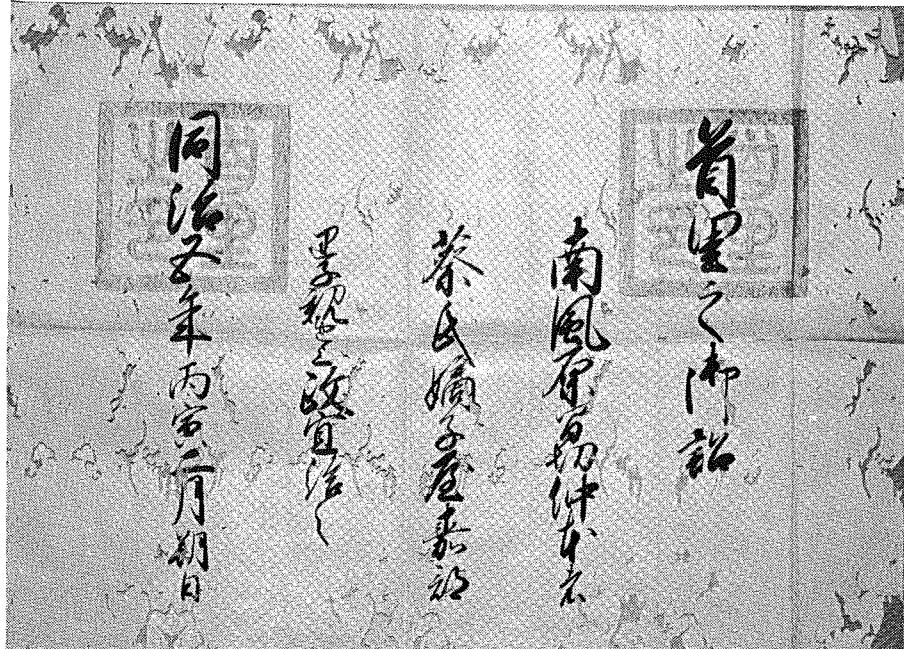
里之子親雲上政宜給之

同治五年丙寅二月朔日

蔡氏嫡子屋嘉部

同治五年丙寅二月朔日

法量 縦三三・八cm
唐紙 橫四五・四cm
料紙



⑩ 南風原間切の仲本安堵辞令書

首里之御詔

宜野湾間切新城

里主所者蔡氏

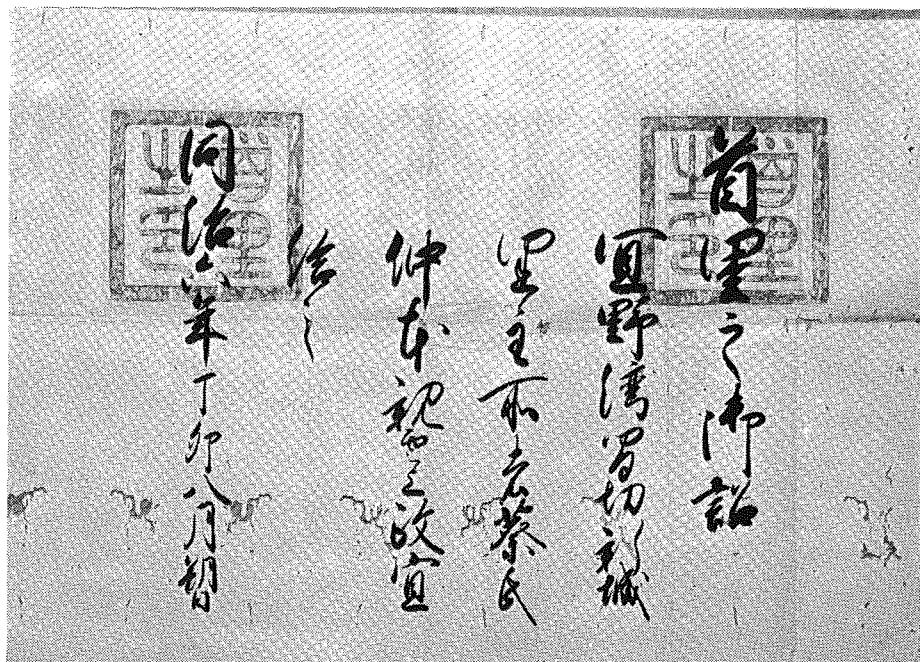
仲本親雲上政宜

給之

同治六年丁卯八月朔日

同治六年丁卯八月朔日

法量 縱三二·七cm
料紙 橫四五·八cm
唐紙



⑪ 宜野湾間切の新城里主所安堵辞令書